

令和6年11月市議会総務委員会資料

所 管 事 項 調 査 (受援計画の策定状況について)

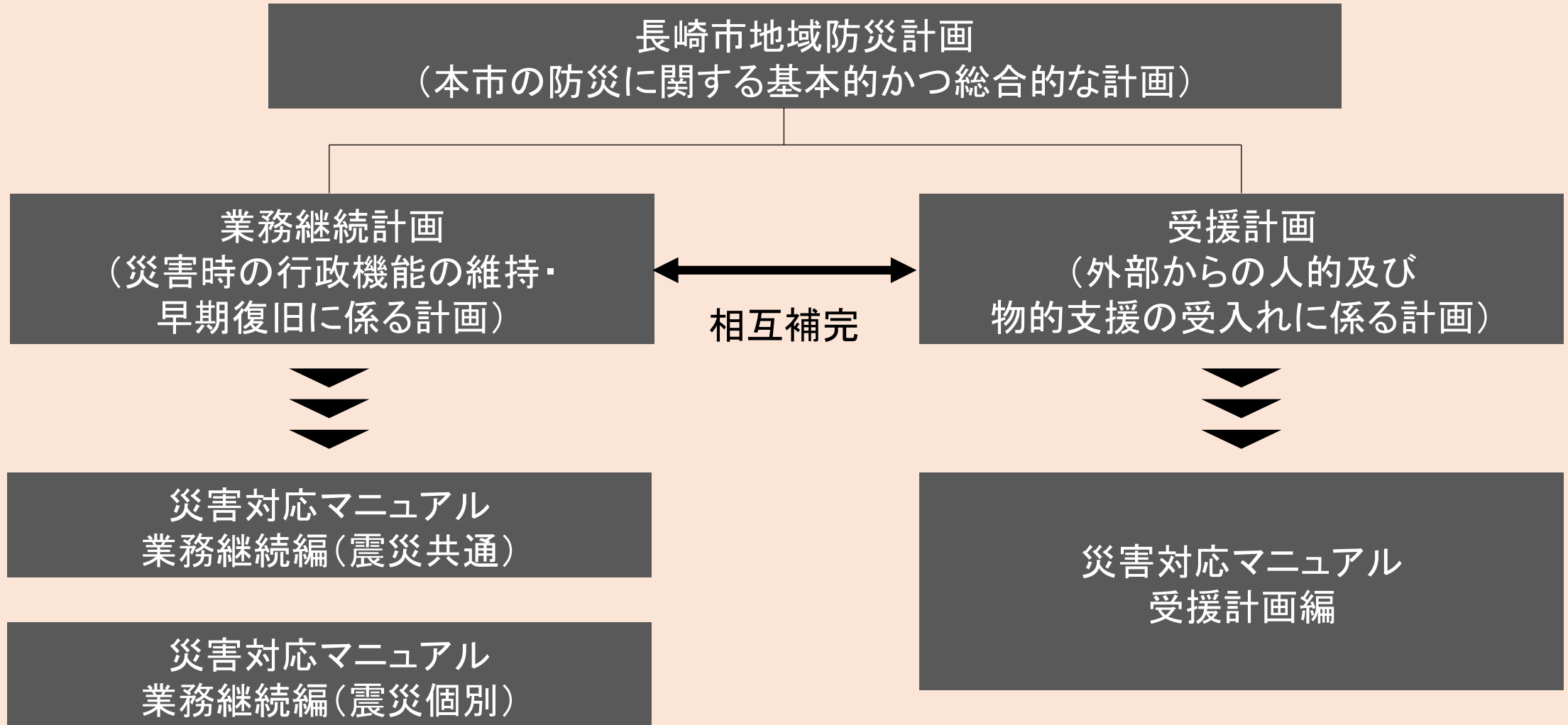
目次	ページ
1 受援計画の概要について	2
2 人的支援について	8
3 物的支援について	15
4 参考資料	22

防災危機管理室

令和6年11月

1 受援計画の概要について

(1) 受援計画の位置づけ



1 受援計画の概要について

(2) 発動要件

- (ア)市域で震度6弱以上の地震または大規模な風水害が発生した場合
- (イ)その他、大規模な災害が発生し、本部長が必要と認めた場合

(3) 発動期間

業務継続計画と整合性を図るため「発災後1か月」を基本とするが、必要に応じて、発災後1か月以降の応援受入れも想定する。

応援受入れの対応の終了時期は、災害の規模により異なる。

1 受援計画の概要について

(4) 受援体制

応援を円滑に受け入れるため、長崎市災害対策本部内及び応援を受け入れる各班に次のとおり班及び担当者を設置する。

組織

※R6.4.1現在

総括班 (防災危機管理室)	12人	災害対策本部会議の開催及び運営、災害対策本部内の各班との連絡調整を行う。
受援班 (行政体制整備室)	7人	受援が必要な規模の災害が発生した場合に、災害対策本部内に設置し、人的支援に関する他機関との連絡調整や庁内の情報収集及び全体調整を行う。
物資班 (国民健康保険課) (住民情報課) (中央卸売市場)	60人	災害対策本部内に配置し、物的支援に関する他機関との連絡調整や庁内の情報収集及び全体調整を行う。

1 受援計画の概要について

(4) 受援体制

組織

※R6.4.1現在

保健総務班 (地域保健課) (地域医療室) (健康づくり課) (後期高齢者医療室) (感染症対策室) (各診療所) (動物愛護管理センター)	99人	受援が必要な規模の災害が発生した場合に、長崎県に設置される「保健医療福祉調整班」との連携により、必要な専門職等の受入れに関する調整を行う。
ボランティア班 (市民協働推進室)	15人	「災害ボランティアセンター」を設置し、被害状況や被災者ニーズなどに関する情報収集・発信を行うとともに、社会福祉協議会と連携して「災害ボランティアセンター」の運営を行う。

1 受援計画の概要について

(4) 受援体制

担当者

受援担当者 (全ての班)

全ての班は応援職員の受入れに関する受援担当者(原則、課長補佐または係長とする。)を設け、応援職員の配置や、庁内職員との業務分担などを行うとともに、受援班に対して受入状況の報告などを行う。

物資担当者 (契約班) (動員・避難班) (庁舎管理班) (土木班) (各総合事務所 調査復旧班)

物資の調達及び輸送を円滑に行えるよう、物資班との連携や、避難所に必要な物資の把握、道路等の被害調査及びその応急対策を行う。

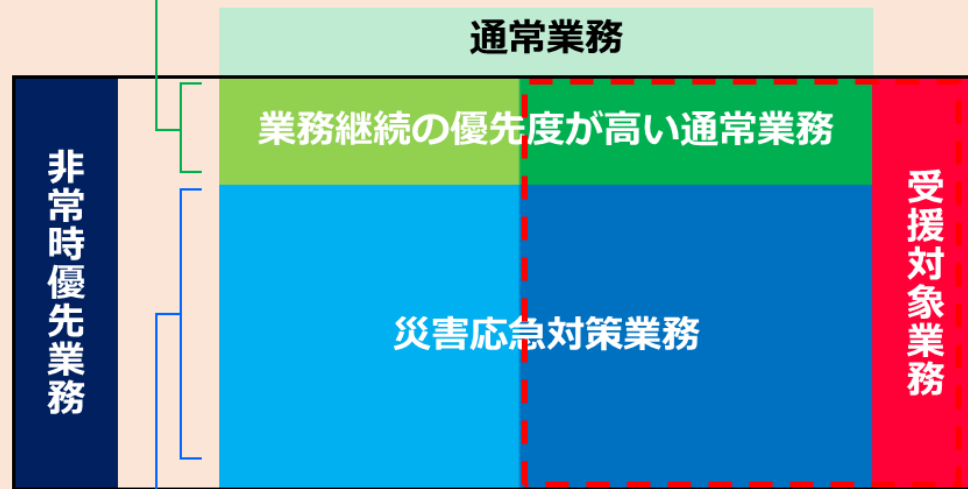
1 受援計画の概要について

(5) 受援対象業務

非常時優先業務には、災害時特有に発生する災害応急対策業務、各所属のうち、災害時でも市民の生活・財産・経済活動等を維持するため、休止させられない優先度が高い通常業務がある。

選定した受援対象業務について、効率的な支援を受けるため、各班は、受援シートを作成するものとする。

災害時でも休止させられない通常時の業務



災害時特有に発生する業務

主な受援対象業務

【災害応急対策業務】

- ・避難所の運営
- ・罹災証明書の発行
- ・災害復旧・給水活動
- ・その他必要と認める業務 等

【業務継続の優先度が高い通常業務】

- ・業務継続計画における優先順位が高い業務
(支援が必要な高齢者等への訪問、健康状況把握
遺体の安置・火葬 等)

2 人的支援について

(1) 人的支援の基本的な考え方

大規模災害発生時に、人的支援の受入れを円滑に実施するため、受入業務の手順や受援を担当とする班の役割分担を明確化する。

(2) 受援班の役割

受援班

受入調整

- ・県(人的支援班)や応援職員派遣機関との応援職員の受入調整
- ・各業務の人的支援のとりまとめ
- ・各班の受援担当者との応援職員の受入調整

応援要請

- ・行政機関への応援要請
- ・災害時応援協定先(人的支援に係る)への応援要請

受援準備

- ・応援職員の活動拠点及び宿泊場所のとりまとめ

業務管理

- ・応援職員の業務の実施状況のとりまとめ

受援終了

- ・市全体の受援業務終了確認・報告

応援申出

- ・人的支援(ボランティアを除く)の申し出の受付及び記録、管理

2 人的支援について

(3) 受援担当者の役割

受援担当者(応援を受け入れる各班)

必要性 判断

- ・応援職員における要望の把握及び受援班との連絡調整
- ・受援班との応援職員の受入調整

応援要請

- ・各部で災害時応援協定を締結している場合の応援要請

受援準備

- ・応援団体との連絡調整、必要な資機材の準備
- ・応援職員に要請する業務内容・連絡体制・手順等の整理
- ・応援職員の活動拠点及び宿泊場所の確保

受入手順

- ・応援職員の受付、業務内容等の説明

業務管理

- ・応援職員の業務管理 ・応援職員の交代に係る対応、業務実施状況の報告、調整

受援終了

- ・受援業務の終了、受援班への報告

応援申出

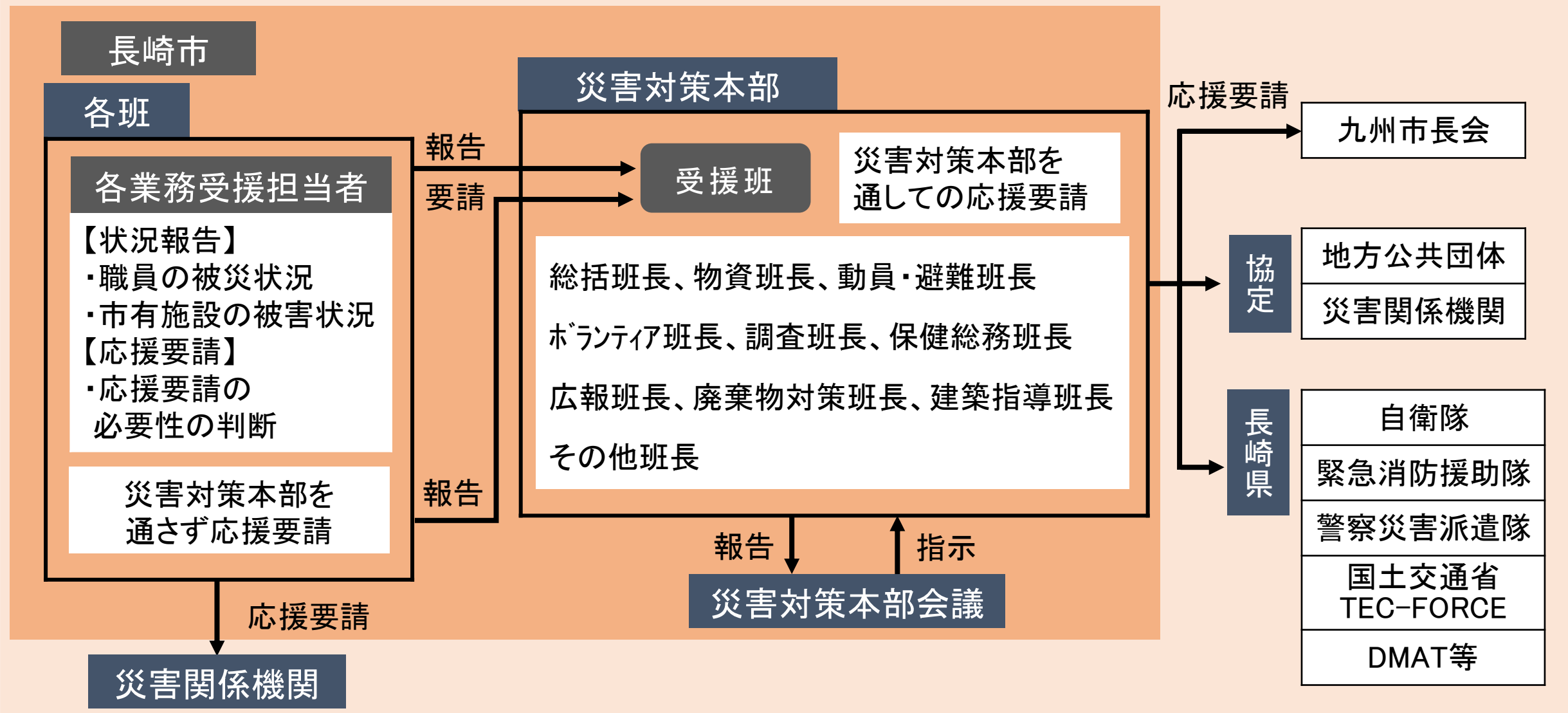
- ・人的支援(ボランティアを除く)の申し出の受付及び記録、管理

精算

- ・各班の受援業務を行った応援職員の費用の支払い等の精算

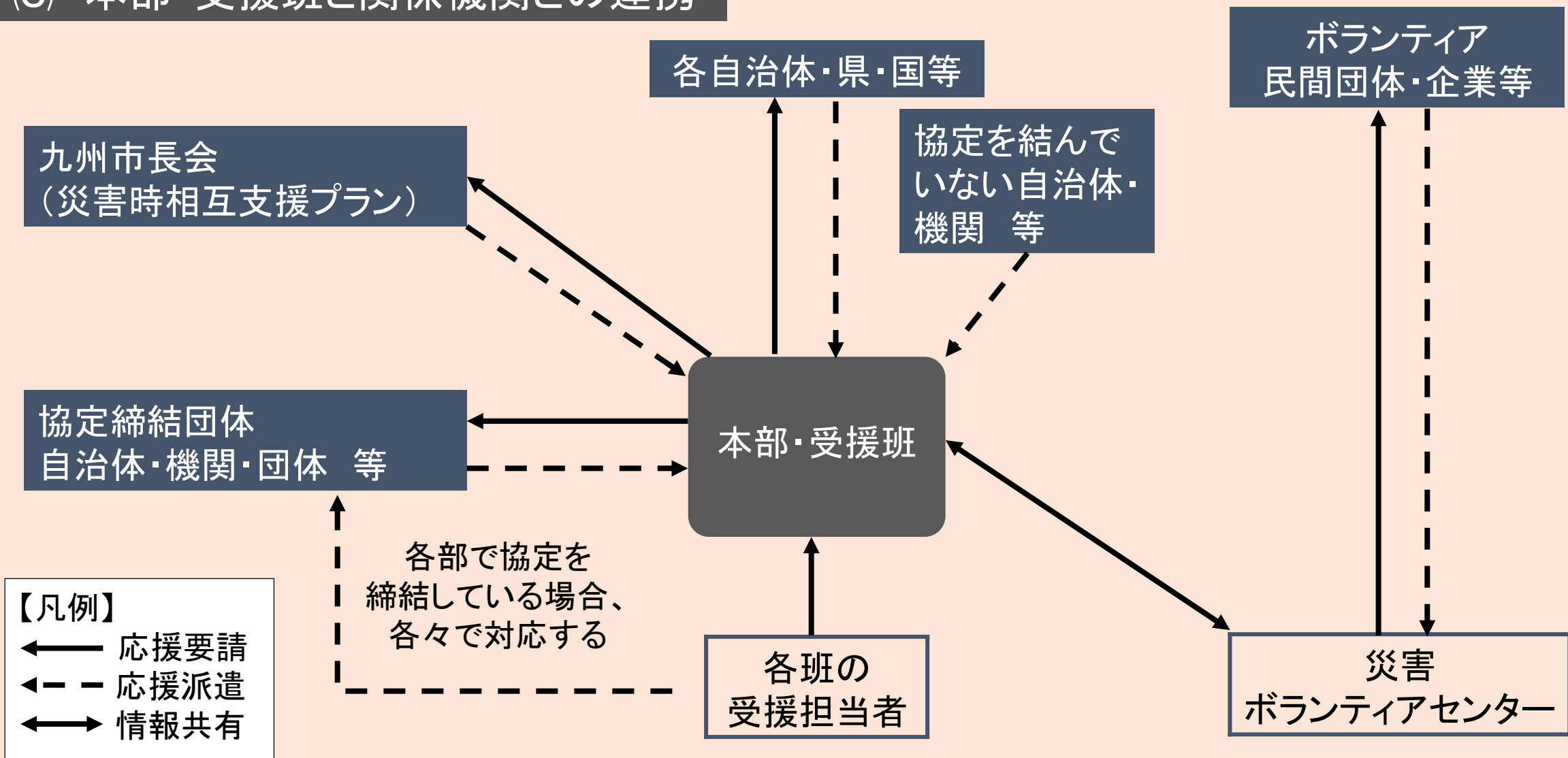
2 人的支援について

(4) 受援業務の位置づけと応援要請の流れ



2 人的支援について

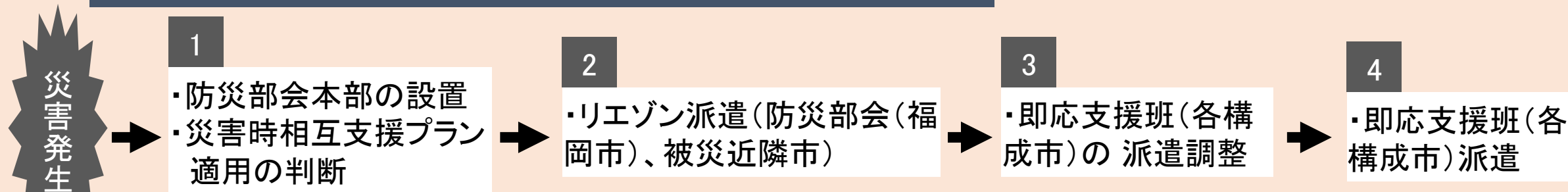
(5) 本部・受援班と関係機関との連携



2 人的支援について

(6) 応援団体(九州市長会)

九州市長会における災害時相互支援プランによる人的支援



災害時相互支援プランの主な内容

- (1) 震度6弱以上の地震が発生したときまたは震度6弱以上の地震に相当する災害が発生した場合で、九州市長会会長が九州市長会としての支援が必要と認めるときに適用される。
- (2) 市が被災した場合におけるリエゾン派遣の派遣担当市は佐賀市
- (3) 即応支援班の支援内容は、物資搬送を中心とした避難所支援、被災地の情報収集を行う。
- (4) 即応支援班の活動期間は、九州地方知事会等の広域支援が本格化するまでの期間で、概ね発災から1週間となっている。

九州市長会の各構成市

福岡市、久留米市、北九州市、佐賀市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、熊本市、鹿児島市、那覇市

2 人的支援について

(7) 応援団体(保健医療福祉活動チーム等)

被災地内の支援活動については、保健総務班(地域保健課等)が、長崎県保健医療福祉調整班と連携し、状況に応じて、保健医療福祉活動チームの要請、受入れを行う。

また、上記チームに加え、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)や災害医療コーディネーター、保健師等の派遣についても、被災状況に応じて県保健医療福祉調整班へ派遣調整を依頼する。

主な保健医療福祉活動チーム

- ・災害派遣医療チーム(DMAT)
- ・日本赤十字社
- ・日本医師会災害医療チーム(JMAT)
- ・災害派遣精神医療チーム(DPAT)
- ・一般社団法人 日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)
- ・日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)
- ・日本看護協会 災害支援ナース
- ・災害支援福祉チーム(DWAT) 等

2 人的支援について

(8) 応援団体(災害ボランティア)

ボランティア班(市民協働推進室)は、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの開設を調整する。

「災害ボランティアセンター」の運營業務は社会福祉協議会が行う。

<ボランティアの内容>

被災地の清掃、がれきの片づけ、炊き出し・食料等の配布、救援物資や義援品の仕分け、
その他被災地における軽作業等

災害ボランティアセンターの設置場所

被害の規模やフェーズ、本庁から被災地までの地理的条件等を考慮して、災害対策本部付近の市民会館体育館や市庁舎会議室などに災害ボランティアセンターの本部機能等を確保するとともに、必要に応じてサテライトを設置する。

3 物的支援について

(1) 物的支援の基本的な考え方

国や県が必要不可欠と見込まれる物資を調達し、輸送する支援を円滑に受入れる体制を整備するとともに、できる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、物資を調達する支援体制を構築する。

(2) 物資班の役割

物資班

- ・物資等の在庫情報の物資調達・輸送調整等支援システム(内閣府所管)への登録
- ・物資等の配分計画及び物資拠点等の開設
- ・物資拠点等の運営(在庫、入出管理等)
- ・県(物資支援班)との連絡調整
- ・災害時応援協定団体(物的支援に係る)との連絡調整

3 物的支援について

(3) 物的支援に関する各班の役割

※R6.4.1現在

契約班	28人	・緊急物品の購入
動員・避難班	24人	・避難所要員からの避難所に必要な物資の把握及び要請
庁舎管理班	8人	・災害対策の公用車配備計画及び運行
土木班	79人	・道路啓開計画の策定 ・緊急車両の標章及び証明書の申請
中央・東・南・北 調査復旧班	127人	・道路、橋りょう、溝きよ等の被害調査及びその応急対策 ・市道の障害物の除去

(4) 物的支援の基本的な流れ



3 物的支援について

(5) 物資の搬送

市の備蓄物資の配布

発災当初における物資は、市の備蓄場所から指定避難所等へ配布する。

市の備蓄場所一覧

管内	計25か所
中央総合事務所管内	市庁舎、西山台倉庫、西工場、北・南各消防署、西部下水処理場、旧江平中学校、小ヶ倉・小榊各地域センター、長崎サンセットマリーナ
東総合事務所管内	東長崎地域センター、東工場、古賀地区市民センター
南総合事務所管内	高島・香焼・三和・野母崎各地域センター、伊王島開発総合センター 野母崎文化センター
北総合事務所管内	琴海・三重・外海各地域センター、長浦事務所、池島開発総合センター、北部学校給食センター

3 物的支援について

支援物資の主な物資拠点

国・県からのプッシュ型の物資を物資拠点又は民間事業者の営業所等において受け入れる。

名称	集積場所	住所
市営平和公園駐車場	駐車場	長崎市岡町8-13
市営陸上競技場	JR高架下	長崎市松山町2400-1
市営松が枝町第2駐車場	駐車場	長崎市松が枝町1-17
総合運動公園駐車場	駐車場	長崎市柿泊町2210
南総合事務所駐車場	駐車場	長崎市布巻町111-1
琴海北部運動公園駐車場	駐車場	長崎市琴海大平町638-11
県立総合体育館	体育館	長崎市油木町7-1
中央卸売市場	駐車場	長崎市田中町279-4

3 物的支援について

(6) 民間事業者における物資の搬送及び営業所等の活用

「災害時における救援物資の荷捌き輸送等に関する協定」を締結している次の民間事業者と連携し、物資の受入及び搬送を行い、民間事業者の営業所等において物資を受け入れる。

日本通運株式会社

- ・日本通運株式会社長崎支店
長崎総合物流センター海運倉庫（小ヶ倉町3丁目）
- ・日本通運株式会社長崎支店
長崎総合物流センター
（田中町）

佐川急便株式会社

- ・長崎営業所
（神ノ島町3丁目）

ヤマト運輸

- ・長崎中央営業所（戸町4丁目）
- ・長崎東営業所（田中町）
- ・長崎北営業所（長与町高田郷）
- ・長崎西営業所（畝刈町）
- ・長崎野母崎営業所（平山町）

3 物的支援について

(7) 空路・海路を活用した孤立地域への緊急輸送

道路網の分断時に孤立地域などへの物資については、空路及び海路による緊急輸送を行う。

空路

手段：防災航空隊、航空自衛隊、警察

離着陸場所（抜粋）：長崎県庁、元宮公園内「衣笠球場」、旧野母崎高等学校
高島ふれあい多目的運動公園、池島小中学校運動場 等

海路

手段：海上自衛隊、海上保安部による船舶

場所：長崎港湾・漁港、長崎漁港尾上地区防災緑地（おのうえの丘）、海の駅

4 参考資料 能登半島地震に伴う本市派遣職員に対する派遣後の対応

(1) 能登半島地震に係る人的支援の本市の対応

派遣内容	期間	延べ人数	派遣自治体
避難所運営支援等	1/26～3/31	15人	石川県
住家被害認定調査	2/20～3/31	10人	石川県珠洲市
応急給水活動	1/5～2/17	24人	石川県能登町
漏水調査・管路修繕 (官民連携)	3/15～3/31	9人 ・市職員 4人 ・長崎市管工業協同組合 5人	石川県輪島市
保健師等による健康観察	1/31～2/6 2/27～3/4	7人	石川県輪島市 ・金沢市

4 参考資料 能登半島地震に伴う本市派遣職員に対する派遣後の対応

(2) 能登半島地震の派遣職員に対するアンケート

実施日

令和6年5月8日(1カ月程度)

実施方法

電子申請サービス

対象人数

60人

アンケート内容

派遣先で業務を行ってみて感じたことについてなど



- ・入庁してから大きな災害を経験したことはないが、今回の派遣の経験を役立てたい。(30代 女性)
- ・ニュース等でしか知らなかったことを実際現場で感じることができ、今後、長崎で災害が起こった場合のイメージをすることができた。(20代 女性)



- ・避難所の中に不審者が侵入するケース(避難者への物資を物色していた)もあり、セキュリティの必要性も感じた。(30代 女性)
- ・長崎は半島の端にあり、道路が寸断されると物流が寸断されるので、港を活かして船で支援を受け入れることも考えるべきと感じた。(30代 男性)



- ・保健師として支援にあたり、医師会、薬剤師会、歯科医師会等他専門職団体との連携も非常に重要と感じた。(30代 女性)
- ・役割分担をきちんと行い、他都市からの支援の方が何をしたらいいのか明確に示す必要があると感じた。(20代 女性)



- ・派遣職員への情報共有を正確に行うために、ホワイトボード等の準備や、必要な情報を分かりやすく記載できるよう、訓練しておくことが必要だと感じた。(20代 男性)
- ・現地の情報が不足しており、県と市で把握している情報にも相違があり、共有体制が重要であると感じた。(30代 男性)

4 参考資料 能登半島地震に伴う本市派遣職員に対する派遣後の対応

(3) 能登半島地震の派遣職員に対するワークショップ

概要

実施日: 令和6年10月21日(月) 実施場所: 庁舎7階 大会議室
実施人数: 17人

ワークショップ内容

受入自治体が応援職員を受け入れるまでの手順や受入れ後の対応についての要望等

ワークショップでの主な意見

- ・避難所運営で被災自治体の職員が必ず1人配備されていたので、不安がなかった。
- ・業務内容について口答のみでの説明が多かったので、マニュアルが作成されていればよかった。
- ・避難所の中に不審者が侵入するケースもあり、セキュリティの必要性を感じた。
- ・情報集約、情報発信の体制整備が必要と感じた。(ロゴチャットの活用など)
- ・派遣職員の業務スペースを事前に明確化しておくべきである。
- ・停電時、電気が使えない場合の連絡体制を構築しておく必要がある。等

